

2 「対象」を絞った対策

(1) 外国人県民の感染防止対策

- ・外国人相談センター等の設置
- ・技能実習生への情報提供の徹底
- ・動画を活用した情報提供

(2) 福祉施設内での感染対策

- ・施設への個別指導の強化
- ・施設職員(特に若手職員)への感染防止対策の徹底
- ・通所サービスへの対策強化
- ・「岐阜コロナガード」(感染対策担当者)の活用強化

発熱等の症状がある場合の相談・受診方法について

・発熱等(発熱、せき、だるさなど)の症状がある場合は、外出を避け、かかりつけ医等の身近な医療機関に、電話相談してください。(P25に掲載しています。)

・「受診・相談センター」は年末年始も受診相談できる体制が維持されます。(☎058-272-8860)

※家族など同居する人に新型コロナウイルス感染が疑われる場合にご注意いただきたいこと

- ・部屋を分けてください。
- ・感染を疑われる人の看護は、できるだけ限られた人でお願いします。
- ・家の中でもマスクを着用し、こまめな手洗い(消毒)や換気を行ってください。
- ・汚れた衣服、リネンを取り扱う際には、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾かすようにしてください。
- ・鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。その後はただちに石鹸で手を洗ってください。

令和3年3月末までの町施設・イベント等の取り扱いについて

町施設の利用にあたっての取り扱いについては、利用制限を設けた現在の取り扱いを当面の間、維持することとしています。※各施設毎の利用制限詳細については、施設管理者あてお問い合わせください。

イベントの開催にあたっては、現在の感染状況を考慮し、中止とさせていただくイベントもありますので、ご容赦ください。町ホームページで随時お知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮

新型コロナウイルス感染が拡大するなか、感染した人や医療現場等で健闘されている人々に対して、インターネットやSNS上における誹謗中傷、心ない言動が広がっており、岐阜県と県内42市町村は共同でストップ「コロナ・ハラスメント」宣言を行い、そうした人の人権擁護に努めています。

このような状況は感染が疑われる症状の際に、検査のための受診を控えたり、正確な行動歴、濃厚接触者の情報提供などをためらってしまうなど、感染拡大防止に支障をきたす恐れがあります。情報の中には曖昧な情報や事実と異なる情報もあります。公的機関が発信する情報を確認し、人権に配慮した冷静な行動をとるようにしましょう。